

今月のトピックス

「法定相続情報証明制度」が運用開始



平成29年5月29日より、全国の登記所（法務局）において**法定相続情報証明制度の運用**が開始されました。

本制度は、登記所に戸籍簿等と作成した相続関係図（法定相続情報一覧図）を提出することで、登記官による確認の後、その一覧図に認証文を付した写しを無料にて交付してくれる制度です。

従来、相続により取得した不動産の名義変更登記や銀行口座の解約手続にあたっては、亡くなられた方の出生から死亡までの戸籍や相続人全員の戸籍を何セットもそろえて、登記所や各金融機関に提出する必要がありました。本籍地の変更（転籍）や婚姻、離婚、養子縁組などの身分行為、法改正などにより、謄本が何通にも及んでいると、これらを取得するだけでも膨大な手間とコストを要します。

また、金融機関によっては戸籍簿の有効期限を設けているところもあり、期限を経過している戸籍簿本では受け付けてくれないため、このような場合には、再度取り直しという事態が生じていました。

本制度では、これらの情報を一通の証明書にまとめ、手続の簡素化を図ることを目的としています。つまり、一度登記所で一覧図の写しを取得すれば、その後の相続手続では、この一覧図の写しを提出するだけで、大量の戸籍簿本を何度も提出する必要がなくなります。



HOPグループの柿沼司法書士に本制度利用時の注意点について聞いてみました。

本制度は、亡くなられた方や相続人が日本国籍を有しないなど、戸籍簿本を添付することができない場合には利用することができません。また、本制度は「法定相続人」が誰かということを確認するものであり、このうちに相続の放棄があった場合には、証明の対象にはならないことも併せてご注意ください。

なお、相続開始後に子どもの認知があった場合や、相続開始時に胎児であった者が生まれた場合、一覧図の写しが交付された後に廃除（相続権のはく奪）があった場合など、被相続人の死亡時点で遡って相続人の範囲が変わるようなときは、変更後の一覧図を提出した後に、改めて交付を受けることができます。

本制度の運用開始により、相続手続の負担はこれまでよりも軽減されることが見込まれますが、手続自体がなくなったわけではありません。HOPグループでは、不動産の相続登記手続や、法定相続情報一覧図の作成支援を行っております。ご用命の際には、HOP担当者までご連絡ください。



法定相続情報番号 0000-00-00000

被相続人法務太郎法定相続情報

（記載例）

最後の住所 〇〇市〇町〇番地 出生 昭和〇年〇月〇日 死亡 平成28年4月1日 （被相続人） 法務太郎	住所 〇〇市〇町〇34番地 出生 昭和45年6月7日 （子） 法務一郎（申出人）	住所 〇〇市〇町3丁目45番6号 出生 昭和47年9月5日 （子） 相続促子
住所 〇〇市〇町3丁目45番6号 出生 昭和〇年〇月〇日 （配偶者） 法務花子	住所 〇〇市〇町5丁目4番8号 出生 昭和50年11月27日 （子） 登記進	

以下余白

作成日：〇年〇月〇日
作成者：〇〇士 〇〇 〇〇 印
（事務所：〇市〇町〇番地）

✓ 法定相続情報一覧図の写しは、偽造防止措置の施された専用紙で作成される。

以下のとおり、申出日を含んだ認証文、一覧図の写しの発行日、登記所名等、登記官印、注意事項が印字される。

真番号及び総頁数が振られる。相続人が多く、法定相続情報一覧図が2枚以上にわたる場合も想定

これは、平成〇年〇月〇日に申出のあった当局保管に係る法定相続情報一覧図の写しである。

平成〇年〇月〇日
〇〇法務局〇〇出張所

登記官 〇〇 〇〇 職印

注）本書面は、提出された戸籍簿等の記載に基づくものである。相続放棄に関しては、本書面に記載されない。また、相続手続以外に利用することはできない。

整理番号 S00000 1/1

社会保険労務士 井上の News にタックル!

人手不足、最低賃金の上昇、時間外労働の規制強化、労使紛争の激化、社会保険料の負担増など、日本の企業経営者は厳しい環境の中にあります。

その中で、人事評価制度（目標管理）に注目が集まっています。一人ひとりの目標を明確にし、目標達成と賃金アップを連動させることによりやる気を高め、行動変容する。目標達成に向けて、上司・部下によるPDCAサイクルを回すことにより、一人ひとりの成果が高まり、企業業績が向上するという好循環サイクルを実現する。中には、前年比で30%以上の売上向上を実現した企業の例もあります。



「人事評価で業績向上を目指しませんか？」

国も、人事評価の重要性・有効性に注目しています。今年から「人事評価改善等助成金」という助成金制度を創設しました。これまでにない新しい助成金制度で、注目されています。

人事評価制度と賃金制度の連動を図り、生産性の向上、賃金アップを図る企業に**総額130万円**の助成金が支給される制度です。

- ①制度整備助成：50万円
- ②目標達成助成：80万円

社会保険労務士法人HOPでは、新たな人事評価スキームで定評・実績のある(株)あしたのチームと提携して、人事評価制度の構築をご支援いたします。

詳しくはHOP担当者にご質問下さい。



クライアント様 紹介コーナー スポットライト 20年増収増益を続ける店の秘密

たった7手で飲食店は繁盛する

店の秘密 増収増益を20年続ける

河邊幸夫 著

「どすこい酒場 ちゃんこ 玉海力」を渋谷区広尾にオープン後、都内4店舗他、中国上海、ブノンペンでも店舗展開中。

HOPのHP「お客様の声」にもご登場頂いております。

飲食店の開業を考えている人 苦戦している人 この本を読んで実践すれば大丈夫! きっと利益が出る店になります。

他業種にもヒント満載

TAMAKAIRIKI

大事なのは既存顧客！
～「顧客の見える化」で売上増加!!～

少子化に伴うマーケット縮小時代において、新規顧客を獲得するのは、労力を必要とします。新規顧客を獲得するには、既存顧客（過去1年以内に来店した経験のある顧客）が再来店するのに比べ、5倍のコストがかかるともいわれ、いかに既存顧客を確保して、リピーターにできるかが重要になります。

そのためには、顧客情報を管理して、「売れる仕組みを作り出す」ことが必要です。

そこで活用できるのが、電話（CTI）から予約管理台帳、顧客管理（CRM）からオーダーエントリーシステムまですべて繋げ、一貫通貫で連携できる「顧客の見える化システム」です。

詳しくは、河邊幸夫氏著「20年増収増益を続ける店の秘密」を読まれるか、HOP担当者にご質問下さい。

Staff Column 井上 晴美

みなさんはじめまして。昨年9月より社労士チームのサポートスタッフとしてお仕事をさせていただいております井上と申します。（社労士チーム代表 井上の義妹です。）プライベートでは、ウルトラマン大好きな3歳の息子の子育て中です。

前職は、幼稚園教諭をしておりました。沢山の人の関わりの中で、信頼関係を築くことの大切さを学びました。初めは職種の違う仕事で不安でしたが、指導して下さる先輩をはじめ、HOPのみなさんの温かい雰囲気とサポートの中、日々勉強で新鮮な気持ちで仕事をさせていただいております。

お客様、HOPのみなさんに感謝の気持ちを忘れず、「チーム力」の一助になれるよう成長していきたいと思っております。



関税士 小川実 魂のコラム

HOPの経営理念は、「HOP・SMILE・HAPPY」皆様の「幸せ」を応援し、実現するグループです。

「HOPと関わることで自然と笑顔になり、幸せになる」HOPの経営理念には、そんな私の想いが込められています。この経営理念を実現するために、3つの経営基本方針があり、10個の具体的な行動指針を定めました。売上目標や採用目標なども定めませんが、すべて経営理念を達成するためです。

経営理念は、目的やその目的を達成するために目標を定めます。売上目標を達成すると燃え尽きしてしまうことがありますが、それは目標のために行動しているからです。

日々の行動が、目的達成のために効果的かどうかで評価されていれば燃え尽きることはおきません。経営理念をもう一度、見直してみませんか？必ず、社長の行動・社員の行動が変わります。

HOPでは、経営理念作成セミナーも開催します。お気軽にお問い合わせください。